

団体名称	公益社団法人 家庭問題情報センター
理事長	安倍 嘉人（弁護士、元中央更生保護審査会委員長、元東京高等裁判所長官）
事務局長	鶴岡 健一
所在地	171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル 10階
連絡先	電話番号 03-3971-3741 Fax 03-3971-8592
所轄省庁	内閣府
設立年月日	平成23年6月1日

## 支援内容・費用

### 1 事前相談 相談料 一人 60分 5,000円、90分 7,000円（税金を含む）

合意文書を作成する前に、電話予約の上、FPICにおいてください。父母や子どもが安心して面会交流できるように、父母個別に支援の内容を説明します。弁護士代理人は同席できます。必要な場合には子どもにもお会いします。

**学習会** 一かかるともクラスーにご参加ください。※参加費は無料です。

### 2 支援の種類・内容

種 類	内 容
<b>付添い型</b> <small>（受渡し・連絡調整を含みます）</small>	<p>別居親に子どもを会わせることに同居親が強い不安を抱いている場合、面会交流の場に支援者が付き添い、子どもの情操の保護などに配慮します。                      面会者は別居親に限ります。父母のいずれの自宅も面会場所とはしません。                      支援は月1回が限度で、1回の支援は3時間（FPIC相談室内で実施の場合は2時間）以内です。初回は1時間程度、原則としてFPIC相談室内の児童室にて行います。FPIC相談室内の利用は、原則として2回目までとし、以後外部実施に移行します。</p> <p><b>費用</b> 1ケース 1回 15,000～25,000円（税金を含む）</p> <p>具体的な金額は、子どもの年齢・人数などにより設定します。                      その他、子ども・支援者の入園・入館料等の実費、遠方で外部実施の場合の支援者の交通費（事務所から面会実施場所までの金額）は、面会者負担です。複数支援者が必要な場合は5割増とします。</p>
<b>受渡し型</b> <small>（連絡調整を含みます）</small>	<p>面会交流の際、別居親に子どもを託すことに問題はないが、父母が顔を合わせられない場合に子どもの受渡しを支援します。面会交流場面には関与しません。交流時間、日程・場所、交流方法等に関する父母の合意に基づいて受渡しを行います。面会交流中の緊急連絡には対応します。受渡し場所は、原則として現地です。支援できるのは月1回までです。初回は付添い型で（費用も付添い型に準じる）、1時間程度、原則としてFPIC相談室内の児童室にて行います。</p> <p><b>費用</b> 1ケース 1回 10,000～15,000円（税金を含む）</p> <p>4時間まで10,000円、7時間まで15,000円。7時間を超える場合は割増。                      受渡し場所が事務所から遠距離の場合、支援者の交通費は、面会者負担です。</p>

## 面会交流を円滑に実施するためのルール

子どもが面会交流を楽しく穏やかに過ごせるように、同居親は子どもに別居親と会うことを伝え、面会の中身は子どもに任せましょう。別居親は子どもに生活の様子を根ほり葉ほり聞いたりせず、笑顔で子どもの気持ちを受け止めましょう。同居親も面会中の出来事を問い詰めたりせず、子どもを暖かく迎えるようにしましょう。

両親とも、昔のことと相手の悪口や批判は言わないようにしましょう。

面会中は、内緒話や事前に相談のない約束（面会場所、プレゼント等）をしないでください。

### 1 子ども中心の面会日程の調整

子どものスケジュールや健康状態がわかる同居親は、複数の候補日を提示してください。

その中から別居親と支援者が調整して面会日を決めます。

約束した日程は、病気や行事延期などのやむを得ない事情が発生しない限り誠実に実行してください。月1回実施の場合は、一旦決めた日程の変更や振り替えはできません。約束した時間は厳守してください。

### 2 面会交流の参加者

面会するのは別居親に限ります。

支援者が要請又は許可しない限り、同居親や双方の親族等は面会に同席できません。

### 3 プレゼント

面会交流は親子で楽しむ時間です。普段のプレゼントは控えてください。

誕生日やクリスマスのプレゼントは支援者を通して事前に相談してください。

### 4 カメラや携帯電話の使用について

子どもが嫌がらなければ、数枚の写真の撮影は差し支えありません。

撮った写真を公表したり裁判等に利用したりしてはいけません。

動画撮影や録音はできません。

同居中の過去の写真類や映像を子どもに見せることは控えてください。

面会中に携帯電話等で子どもに外部と通信通話させることはできません。